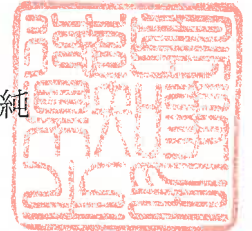


医第735号
令和6年2月20日

国立大学法人徳島大学学長 河村 保彦 殿

徳島県知事 後藤田 正純



連携型特定地域医療提供機関の指定について

令和5年11月13日付け徳大院総192号にて申請のあった件について、
徳島大学病院を連携型特定地域医療提供機関として指定することとしたので通知する。

なお、当該指定については、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）第115条（第118条第2項、第119条第2項、第120条第2項）の規定に基づき、その効力を3年間とする。

指定有効期間：令和6年4月1日より3年間